磐梯町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項

１　募集人数

【農業委員】　１２人

【農地利用最適化推進委員】　５人以内

※ 農業委員は、町内全域から募集するが、農地利用最適化推進委員は、区域（東部・中部・西部地区）を単位として募集する。

２　対象者

【農業委員】

農業に関する識見を有し、農地の権利移動や転用に係る許認可など農業委員会の所掌に属する職務を適切に行うことができる者。ただし、法律の規定により、農業委員の半数以上が認定農業者であること。また、利害関係のない中立委員を１人以上含み、青年委員、複数の女性委員の登用を推進する。

【農地利用最適化推進委員】

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

３　資格要件

1. 磐梯町に住所を有する者を基本とするが、町外に住所を有する者も妨げない。
2. 磐梯町が設置する他の付属機関等の委員でない者。ただし、農地利用最適化推進委員は兼職が可能なものもある。
3. 磐梯町の職員でない者。
4. 磐梯町暴力団排除条例に該当しない者。
5. 町税等を滞納していない者。

なお、次のいずれかに該当する場合は委員となることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

４　委員の任期

令和５年７月２０日から３年間

５　主な職務

【農業委員】

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを行う。

【農地利用最適化推進委員】

担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の支援などの実践活動を中心に行う。また、総会にも出席して、農地利用の最適化推進に関する意見を述べることができる。

６　報酬

【農業委員】　年額１６８，０００円

* 会長　年額１９８，０００円
* 会長職務代理者　年額１８０，０００円

【農地利用最適化推進委員】　年額１３５，０００円

７　募集方法

個人の推薦、地区または農業関係団体等からの団体推薦、自ら委員に応募する方法とする。

８　申込手続

推薦申込書または応募申込書に必要事項を記入し、住民票を添えて、磐梯町農業委員会事務局または磐梯町農林課へ期間内に持参、または郵送のこと。

受付：令和５年４月５日（水）～５月２日（火）の平日

午前８時３０分から午後５時１５分まで

郵送：受付期間中の消印有効

兼務：農業委員と農地利用最適化推進委員の両委員の兼務は不可

（ただし、両委員へ推薦または応募することはできる。）

９　募集状況の公表

推薦及び応募された内容は、受付期間の中間及び終了後に町ホームページ等で公表する。

10　選考方法

【農業委員】

農業委員候補者選考委員会において、提出書類の内容をもとに、本町の　農業の発展に熱意をもって取り組んでいただける方であるか等を評価して選定し、議会の同意を得た上で任命する。

【農地利用最適化推進委員】

農業委員候補者選考委員会において、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるか等を評価して選考し、農業委員会が委嘱する。

11　選考結果の通知

選考結果については、書面で通知する。

※電話等のお問い合わせにはお答えできません。

12　問い合わせ先

〒９６９－３３９２　磐梯町大字磐梯字中ノ橋１８５５番地

磐梯町農業委員会事務局

磐梯町農林課

 ☎０２４２－７４－１２１７